

## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

# 平成20年7月からの保険料の納め方をお知らせします

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)では、被保険者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにする観点から、保険料を年金から直接お支払いいただく仕組みになっております。

現在、保険料を年金からお支払いいただいていない方につきましても、下記の要件を満たす方につきましては、平成20年10月15日に支払われる年金から、保険料をお支払いいただくこととなります。

年金からお支払いいただく対象となるのは、次の両方の要件を満たす方です。

- ① 年金額が年額18万円(月額1万5千円)以上の方
  - ② 介護保険料とあわせた保険料額が年金額の1/2を超えない方
- ※ 複数の年金を受給している場合(共済年金、国民年金等)はすでに介護保険料を特別徴収されている年金のみで判定しますので、上記①、②に該当していても特別徴収の対象にならない場合があります。

## 特別徴収(年金からのお支払い)の方

4月・6月・8月は平成18年中の所得をもとに算出した保険料の約1/6ずつの金額を仮に納めていただきます。(仮徴収)

10月・12月・2月は平成19年中の所得をもとに年間の保険料を算出し、そこから仮徴収分を差し引いて3等分した金額を納めていただきます。(本徴収)

平成20年度						平成21年度		
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
<b>仮徴収</b> 本年度は新制度ということで、平成18年中所得をもとにした保険料を納めていただきます。			<b>本徴収</b> 平成19年中所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めていただきます。			<b>仮徴収</b> 平成21年度は原則として、前年度の2月分の保険料額と同じ金額を納めていただきます。		

## 普通徴収(市役所から届く納付書でのお支払い)の方

保険料は、市役所より送付されてくる納付書の納期によって8回で納めていただきます。  
年金額が年額18万円以上の方、介護保険料とあわせた保険料額が年金額の1/2を超えない方でも次のようなときは、納付書にて納めていただきます。

- ・年度途中で75歳になったとき
  - ・年度途中で他の市町村から転入したとき
  - ・年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
  - ・年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったとき
- など



平成20年度							
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
<b>本徴収</b> 仮徴収等はなく、平成19年中の所得をもとにした保険料を算出し、7月から8回にわけて納めていただきます。							